

議案第38号

佐野市子宝条例の改正について

佐野市子宝条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市子宝条例の一部を改正する条例

佐野市子宝条例（平成17年佐野市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3子以降の」を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「第1子」とは、一の世帯において、出産を行った者又はその配偶者と法律上の親子関係を有し、これらの者に現に監護養育される子（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者に限る。以下「年長子」という。）がいない場合における出生子をいう。

2 この条例において「第2子」とは、一の世帯において、年長子が1人の場合における出生子をいう。

3 この条例において「第3子以降」とは、一の世帯において、年長子が2人以上の場合における出生子をいう。

第3条中「次に掲げる要件を満たす」を「出生子が、出生の届出により、市の住民基本台帳に記録され、第6条第1項の申請の日まで引き続き記録されている」に改め、同条各号を削る。

第4条中「第3子以降の子の」を削り、「配偶者」の次に「であって、出生子を監護養育するもの」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該出産の日の6箇月以上前から第6条第1項の申請の日まで引き続き市の住民基本台帳に記録されている者に限る。

第5条中「第3子以降の子1人につき10万円」を「第6条第1項の申請の日における次の各号に掲げる出生子の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第1子及び第2子 1人につき3万円

(2) 第3子以降 1人につき5万円

第6条第2項中「第3子以降の子の出産後3月を経過した日」を「出産の日の翌日」に、「1年」を「6箇月」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐野市子宝条例の規定は、令和5年4月1日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

(祝金の額の特例)

- 3 令和5年度の間の出産に対する祝金に係る第5条第2号の規定の適用については、同号中「5万円」とあるのは、「10万円」とする。

理 由

子宝祝金の支給対象及び金額を改め、並びに所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市子宝条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>第3子以降の子の出産</u>に対し子宝祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、次代を担う子の出産を奨励し、もって豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 <u>この条例において「第3子」とは、一の世帯において、出産を行った者又はその配偶者と法律上の親子関係を有する子が2人いる場合における出生子をいう。</u></p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 祝金は、次に掲げる要件を満たす場合に支給する。</p> <p>(1) <u>出産が第3子以降の子のものであること。</u></p> <p>(2) <u>当該第3子以降の子の出産の日まで引き続き6月以上及び当該第3子以降の子の出産の日以降引き続き3月以上、市の住民基本台帳に記録されていること。</u></p> <p>(3) <u>当該第3子以降の子を出産後引き続き3月以上監護養育していること。</u></p> <p>(4) <u>当該第3子以降の子のほか、同一世帯に属する年長子（満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に限る。）を2人以上現に監護養育していること。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子の出産に対し子宝祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、次代を担う子の出産を奨励し、もって豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 <u>この条例において「第1子」とは、一の世帯において、出産を行った者又はその配偶者と法律上の親子関係を有し、これらの者に現に監護養育される子（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者に限る。以下「年長子」という。）がいない場合における出生子をいう。</u></p> <p>2 <u>この条例において「第2子」とは、一の世帯において、年長子が1人の場合における出生子をいう。</u></p> <p>3 <u>この条例において「第3子以降」とは、一の世帯において、年長子が2人以上の場合における出生子をいう。</u></p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 祝金は、<u>出生子が、出生の届出により、市の住民基本台帳に記録され、第6条第1項の申請の日まで引き続き記録されている場合に支給する。</u></p>

(支給対象者)

第4条 祝金の支給対象者は、第3子以降の子の出産を行った者又はその配偶者とする。

(祝金の額)

第5条 祝金の額は、第3子以降の子1人につき10万円とする。

(支給の申請)

第6条 (略)

2 前項の申請は、第3子以降の子の出産後3月を経過した日から1年以内に行わなければならない。

(支給対象者)

第4条 祝金の支給対象者は、出産を行った者又はその配偶者であって、出生子を監護養育するものとする。ただし、当該出産の日の6箇月以上前から第6条第1項の申請の日まで引き続き市の住民基本台帳に記録されている者に限る。

(祝金の額)

第5条 祝金の額は、第6条第1項の申請の日における次の各号に掲げる出生子の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1子及び第2子 1人につき3万円

(2) 第3子以降 1人につき5万円

(支給の申請)

第6条 (略)

2 前項の申請は、出産の日の翌日から6箇月以内に行わなければならない。